

# 職場で楽しく働き続けるために！！

～仕事と家庭の両立をサポートする育児・介護休業のポイント伝授～

「ヒト」に関連する問題を日ごろから専門的に扱っている女性社会保険労務士が、複雑で難解な労働法令や労働・社会保険制度を分かりやすく解説。働く女性がイキイキと楽しい職場生活を継続する術をお伝えします。

《対象》 会社などで働く女性の皆さん！  
これから就職活動を開始する女性の皆さん！



日 時：平成23年2月8日（火） 18：30～20：30  
育児・介護休業の概要、給付、女性の保護規定、質疑応答  
場 所：女性と仕事の未来館 4階 第1セミナー室（定員60名）  
講 師：東京都社会保険労務士会 女性委員会委員  
受 講 料：無料（裏面のお申込み用紙でお申込みを！）  
主 催：東京都社会保険労務士会 女性委員会  
共 催：女性と仕事の未来館  
連 絡 先：東京都社会保険労務士会事務局 女性委員会担当  
FAX : 03-3267-1191



◆ パート、派遣、契約社員も、一定の要件を満たせば、  
育児休業、介護休業をすることができます。

◆ 妊娠中は“女性の保護規定”で守られています。

会社の  
人事担当者  
もぜひ！

法律の知識  
が貴女を  
守る！

◆ 産前産後休業中は健康保険から、  
育児休業中は雇用保険から給付を受けられます。

◆ 育児休業期間中は社会保険料が免除されます。

◆ ママだけでなくパパも育児休業をする場合期間が延長されます。

## 女性社会保険労務士が働く女性の皆さんを強力サポート！

## 職場で楽しく働き続けるために 第4弾

～仕事と家庭の両立をサポートする育児・介護休業のポイント伝授～

### 《セミナー参加申込書》

フリガナ 氏名		
連絡先	住所(受講票等送付先) 〒 -  TEL: ( ) FAX: ( ) E-mail:	
現在の状況	就職している	これから就職予定・希望
関心のある事に○を記載ください。 (特に関心のある事柄には◎) 複数回答可	法律の規定について ( 育児休業、介護休業、女性の保護規定、育児中の働き方 ) 給付について ( 出産育児一時金、出産手当金、育児休業給付金、介護休業給付金 傷病手当金、高額療養費 ) 保険関係について ( 健康保険、雇用保険、保険料免除期間、年金額計算の特例 ) その他 ( )	

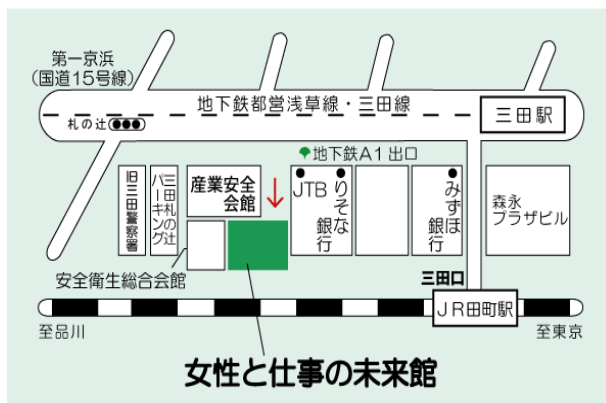
#### 【申込先】 東京都社会保険労務士会 事務局

女性委員会担当 行

FAX 03-3267-1191

※ 申込みはFAXにてお願いいたします。定員になり次第、締め切らせていただきます。  
なお、締め切り後の申し込みの方につきましては、ご連絡申し上げます。  
また、頂いた情報は今回のセミナー以外には使用いたしません。

※ 申込み期限 平成23年1月20日(木)



会場:「女性と仕事の未来館」  
〒108-0014  
東京都港区芝5-35-3  
TEL 03-5444-4151  
FAX 03-5444-4152  
HP <http://www.miraikan.go.jp>

#### <交通のご案内>

- ・JR田町駅より徒歩3分
- ・都営地下鉄三田線・浅草線  
三田駅A1出口より徒歩1分